

特定非営利活動法人 全国骨髓バンク推進連絡協議会

役員報酬に関する規程

制定 2015年3月15日

第1条 定款第19条の規定に基づく役員報酬は、支払いがないものとする

附 則

- 1 この規程は、2015年3月15日から施行する。

特定非営利活動法人 全国骨髓バンク推進連絡協議会

給 与 規 程

制定 2001年 2月 12日
改正 2002年 4月 21日
改正 2012年 11月 18日
改正 2013年 6月 30日
最近改正 2015年 1月 18日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、就業規則（以下「規則」という）第34条に基づき、特定非営利活動法人全国骨髓バンク推進連絡協議会（以下「協議会」という）の事務局職員（以下「職員」という）の給与に関する基準および手続きを定めたものである。ただし、パートタイマー等就業形態が特殊な勤務をする者について、その者に適用する特別の定めをした場合にはその定めによる。

(給与の原則)

第2条 給与は、職員の遂行した職務の質と量および責任の度合とに応じて支払うことを原則とする。

(給与の分類)

第3条 給与は次のとおり分類する。

- (1) 賃金
- (2) 賞与
- (3) 退職金

第2章 賃 金

第1節 賃金の支払い

(賃金の締切日および支払日)

第4条 毎月20日をもって締め切り、前月21日より当月20日まで（以下月度という）の分を当月25日に支払う。ただし支払い当日が休日にあたる時は、支払日とその直前の勤務日に繰り上げる。ただし、その限度は2日前までとし、これに該当しない場合は直後の勤務日とする。

2 前項の規定にかかわらず日々雇い入れられる者の賃金は、当日に支払う。

(非常時払い)

第5条 職員が、次の各号の一に該当し、その請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、既往の勤務に対する賃金をそのつど支払う。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 本人が退職し、または解雇されたとき
- (3) その他、協議会がやむを得ないと認めたとき

(賃金の支払いおよび控除)

第6条 賃金は、全額通貨で直接職員にその内訳を示して支払う。ただし法令に定められたもの、および職員の代表と書面により協定したものは控除する。

(1)

(日割計算の日数)

第7条 月稼働基準日数を20日とする。したがって、この規程で定める日割計算の場合の日数は、原則として20日をもってする。

(平均賃金)

第8条 この規程で用いる平均賃金の算出方法は、労働基準法第12条に定めるところによる。

(月給者の賃金控除)

第9条 賃金の一部を控除する場合において、賃金が月額をもって定められている場合は、日割または時間割計算でこれを控除して行う。

(1円未満の端数)

第10条 賃金計算上1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げる。

(賃金の分類)

第11条 賃金を下記のとおり分類する。

- (1) 基準内賃金：基本給／家族手当／住宅手当
- (2) 基準外賃金：時間外手当／通勤手当

第2節 基本給

(基本給の形態)

第12条 職員の基本給を次のとおり区分する。

- (1) 月給：規則第4条に定めるところにより採用された職員
- (2) 時間給：パートタイマーおよびアルバイト

(基本給の対象となる労働)

第13条 基本給について、月給者は1カ月（暦月）の就業に対して支給する。

- 2 時間給者は実質労働時間に対して支給する。

(新任または昇給の月の賃金)

第14条 月の途中で新任または昇給した場合、基本給が月給であるときは、その月の基本給は辞令日付の当日より、日割計算で支給する。

(退職または死亡した月の賃金)

第15条 月給者が退職または死亡した場合、その月分の基準内賃金は辞令の日付（または死亡当日）まで日割計算して支給する。ただし欠勤のため基本給を支給しない場合を除く。

2 懲戒解雇または試用期間内における即時解雇の場合の賃金は、前項に準じ日割計算により支給する。

第3節 基本給の計算

(基本給)

第16条 職員の勤続年数、勤務態度、財政状況等考慮の上、理事会において決定する。

(欠勤した場合の計算)

第17条 職員が振替休日、有給休暇等に該当しない欠勤をした場合には、日又は時間単位での給与減額を行う。

2 欠勤の場合の給与減額については、日給： $(365 - \text{就業規則で定められた年間の所定休日数}) / 12$ カ月で給料月額を除いた額、時間給： $\text{月額基本給} (a) \times 12 / (35H \times 52W)$ で除した額（小数点以下1位を四捨五入）、により計算することとし、当該月の給与支払時にこれを減額する。（詳細は別紙1による）

(遅刻、早退、外出の場合の計算)

第18条 職員が遅刻、早退、外出などにより、就業時間の一部を休業した場合においては、その時間に対する賃金は支給しない。ただし本規程で別に定める場合においてはその規定による。

2 控除のための計算単位は、30分をもって1単位とする。なお、賞与、昇給時において人事考課上の出勤率を計算するに際しては、遅刻、早退、私用外出3回をもって欠勤1日に換算する。

(休・復職者の取扱い)

第19条 職員が、月度の途中で休職もしくは復職した場合は、基本給計算上、休職後または復職前の所定就業日を欠勤したものとみなし、月給者については第14条、第15条に準じて取扱う。

(欠勤、遅刻、早退および外出の特例扱い)

第20条 規則第16条および同第17条に定める欠勤、遅刻、早退および外出があった場合で、協議会がこれを承認した場合に限り、本規程第17条および同第18条の規定にかかわらず、所定の就業時間、就業したものとして取扱う。

(賃金を支給しない場合)

第21条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、第17条第1項第1号の規定にかかわらず、その休業した期間または時間に対する賃金を支給しない。

- (1) 規則第14条第2項の入場禁止または退場命令に伴う不就業
- (2) 規則第38条の出勤停止に伴う不就業
- (3) 協議会の指示に基づかない就業または不就業
- (4) 争議行為に伴う不就業

(年次有給休暇の取扱い)

第22条 規則第19条に定める年次有給休暇については、基本給計算上、所定の就業時間、就業したものと取扱う。

(特別休暇等の取扱い)

第23条 規則第20条第1項第5号以下に定める特別休暇および規則第24条に定める育児休暇・介護休暇については、基本給計算上、就業しなかったものとして取扱い、無給とする。ただし、生理日の就業が困難な職員が休暇を取得した場合、一生理期間中の1日については就業したものとす。

(協議会の責任による不就業の取扱い)

第24条 職員が、協議会の責に帰すべき事由による休業のため就業しなかった場合は、不就業1日につき、平均賃金の60%を下回らない金額の休業手当を支払う。

第4節 賃金の見直し

(見直しの原則)

第25条 賃金については、協議会の予算・決算の状況、各人の勤務成績等を勘案し、年に一回、見直しを行う。

第5節 家族手当

(家族手当の支給範囲)

第26条 職員が、次の各号に掲げる同居の家族を扶養しているときは、家族手当を支給する。

- (1) 配偶者
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫および弟妹
- (3) 満60歳以上の父母および祖父母
- (4) 重度心身障害者

(家族手当の額および支払い)

第27条 家族手当の額は、別紙1に定めた額による。

- 2 家族手当は、その年度の10日現在の扶養家族につき支払うものとし、その年度の全就業日を欠勤した場合は、これを支給しない。

(扶養家族の届け出)

第28条 扶養家族に異動を生じた場合は、異動の事実を証明する書類を2週間以内に提出し、届け出なければならない。

- 2 前項の届け出を怠った場合は、増額の分については届け出の翌月より支払い、減額の分については、過払分を返還しなければならない。

第6節 住宅手当

(住宅手当の対象者、額および支払い)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には住宅手当を支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む）を借り受け、現に居住し、月額10,000円以上の家賃を支払っている職員：月額10,000円
- (2) 前号で10,000円未満の家賃を支払っている職員：当該家賃全額
- (3) その所有に係る住宅に居住する、世帯主である職員：月額1,000円

- 2 前項の住宅手当はその年度の10日現在で該当する者に支払うものとし、その年度の全就業日を欠勤した場合は、これを支給しない。

(異動の届け出)

第30条 規則第6条の届け出事項に異動を生じた場合は、異動の事実を証明する書類を2週間以内に提出し、届け出なければならない。

- 2 前項の届け出を怠った場合は、支給該当になる分については届け出の翌月より支払い、支給該当でなくなる分については過払分を返還しなければならない。

第7節 時間外手当

(計算の基準)

第31条 本節に定める時間外手当の計算上、基礎となるべき賃金は第11条に定める基準内賃金のうちの基本給とし、その1時間当たりの賃金つまり時間給は、次の算定式による。1カ月平均所定就業時間とは、月稼働基準日数に1日の勤務時間数を乗じたものとする。

$$\text{時間給} = \text{基本給} / 1 \text{ カ月平均所定就業時間}$$

(時間外手当・休日手当・深夜手当)

第32条 職員が所定の勤務時間外に勤務した場合、1時間につき時間給の125%を支給する。

- 2 職員が週休日に勤務した場合、1時間につき時間給の135%を支給する。

- 3 職員が22時から5時までの間に勤務した場合、1時間につき時間給の150%を支給する。

- 4 職員が週休日の22時から5時までの間に勤務した場合、1時間につき時間給の160%を支給する。

第8節 通勤手当

(支給基準)

- 第33条 通勤のため、公共交通機関を利用してその運賃を負担する職員、自動車等（自転車を含む）を使用する職員、およびこれらを併用する職員には、通勤手当を支給する。ただし、徒歩により通勤することとした場合の通勤距離が片道2km未満の場合には支給しない。
- 2 職員は、最も経済的かつ合理的と認められる通勤経路・方法を選択しなければならない。

(支給額)

第34条 支給額は次のとおりとする。

- (1) 公共交通機関利用の場合：実費。ただし、定期券代金をもって支給額計算の基礎とし、最低の料金のものを適用することを原則とする。また、定期券現物を提示し、その写しを提出しなければならない。
 - (2) 自動車その他、原動機付きの交通用具使用の場合：月額 2,000円
 - (3) 自転車利用の場合：月額 1,000円
- 2 前項の通勤手当は、その年度の全就業日を欠勤した場合は、これを支給しない。月度の中途における就業、不就業および転居など異動を生じた場合の取扱いは、第30条の規定を準用したうえで、日割計算によって支給するものとする。
- 3 第1項第1号の実費が45,000円を超える場合は、45,000円にその超える額の2分の1の額(5,000円を限度)を加算した額とする。
- 4 公共交通機関、自動車等を併用する場合は、それぞれを加算した額とする。その場合にも前項を適用し、支給総額の上限は50,000円とする。
- 5 2つ以上の種類を異にする交通機関等を乗り継いで通勤する場合、その者の住居または勤務場所から、通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用する交通機関等は、原則としてこれを算出基礎とすることはできない。ただし、協議会が特に認めた場合は、この限りではない。

第3章 賞与

(賞与の区分)

第35条 賞与を分けて、夏季賞与と期末賞与とし、夏季賞与については前年11月21日以降から支給日まで、期末賞与についてはその年の5月21日以降から支給日まで在籍する職員にこれを支給する。

(賞与の算定基礎期間)

第36条 夏季の賞与の算定基礎期間は、前年の11月21日から5月20日までとし、期末賞与の算定基礎期間は、当年の5月21日から11月20日までとする。

(賞与の算定および支給)

第37条 賞与は、算定基礎期間における協議会の予算・決算の状況と、算定基礎期間における各職員の勤務状況などを勘案して、その支給額を査定する。ただし、協議会の予算・決算の状況が極めて悪く、支払能力がない場合には、支給しないことがある。賞与算定時におけ

る出勤率の算定にあたっては、規則第19条の年次有給休暇、規則第20条の特別休暇のうち結婚休暇、服喪休暇、配偶者出産の場合の休暇、およびあらかじめ届け出られた一生理期間中における1日の生理休暇、業務上の傷病による休業日については出勤扱いとし、休業日数に含めない。

第4章 退職金

(中退共加入)

第38条 勤務満3カ月を経過した月給者である職員は、中小企業退職金共済制度（中退共）に加入する。掛金は月額5,000円とし、全額（過去勤務期間の掛金率適用を含む）を協議会が負担する。

(支給対象者)

第39条 12カ月以上継続して月給者であった職員が退職する場合に、退職金を支給する。

(支給額)

第40条 退職金の支給額は、中小企業退職金共済制度に定められた基本退職金額表に拠り、同表中、月額掛金5,000円の場合を適用する。

2 職員が規則第38条による懲戒解雇を受けた場合は、中小企業退職金共済事業本部に退職金の減額を申し出て支給額を減額することができる。その際の減額率は、最大80%とする。

附 則

- 1 この規程は、2001年2月12日から施行する。
- 2 この規程を改廃する場合には、職員代表者の意見を聞いて行う。

附 則 (2002年4月21日改正)

- 1 この規程は、2002年4月21日から施行する。

附 則 (2012年11月18日改正)

- 1 この規程は、2012年11月18日から施行する。

附 則 (2013年6月30日改正)

- 1 この規程は、2013年6月30日から施行する。

附 則 (2015年1月18日改正)

- 1 この規程は、2015年1月18日から施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 全国骨髄バンク推進連絡協議会	事業年度	30年4月1日～31年3月31日
-----	-----------------------------	------	------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
会費	2,040,000 円
賛助会費	2,875,000 円
寄附金収入	15,560,117 円
募金箱収入（寄附金）	7,798,725 円
事業収入（普及啓発活動グッズ）	4,985,365 円
各地負担金	250,835 円
雑収入	20,120 円
利息収入	87 円
	円
	円
	円
	円
合 計	33,530,249 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		5,344,711円	寄附(募金箱)
		3,750,000円	寄附
		1,400,000円	寄附
		1,073,854円	寄附(募金箱)
		1,030,825円	寄附

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		2,630,880円	事務所賃借料(水道料金含む)
		2,275,020円	ティッシュ作成費(送料含む)
		856,969円	ニュース印刷費
		710,930円	郵便切手代
		382,935円	電話料金

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
別紙のとおり	正会員	別紙のとおり	通年	2,828,900円	・普及啓発活動用グッズの各種類44件 ・書籍/ハンドブック「白血病と言われたら」3件
個人82人	寄附者	全国各地	通年	0円	・書籍/ハンドブック「白血病と言われたら」82件95セット
				円	
				円	
				円	
				円	

(3)役員、従業員、社員もしくは寄付者またはこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む)

特定非営利活動法人 全国骨髓バンク推進連絡協議会

取引先の氏名等	法人との関係	住所	日付	譲渡価格(円)	譲渡資産の内容等
			2018/4/1	22,800	クリアファイル200枚
			2018/6/14	22,800	クリアファイル200枚
			2018/5/17	60,000	ミニハンカチ500枚
			2018/6/8	6,000	ミニハンカチ50枚
			2018/6/25	24,000	ミニハンカチ200枚
			2018/6/29	12,000	ミニハンカチ100枚
			2018/7/9	36,000	ミニハンカチ300枚
			2018/7/19	72,000	ミニハンカチ600枚
			2018/7/20	12,000	ミニハンカチ100枚
			2018/8/24	60,000	ミニハンカチ500枚
			2018/9/10	30,000	ミニハンカチ200枚
			2018/9/11	5,900	ノボリ1枚 横断幕1枚
			2018/9/21	9,000	ティッシュ1箱
			2018/10/4	16,800	ノボリ1枚 横断幕1枚 ティッシュ1箱
			2018/10/17	45,000	ティッシュ5箱
			2018/10/18	3,800	ノボリ2枚
			2018/10/18	45,000	ティッシュ5箱
			2018/10/25	18,000	ティッシュ2箱
			2018/11/1	1,900	横断幕1枚
			2018/11/2	57,000	クリアファイル500枚
			2018/11/30	34,200	クリアファイル300枚
			2018/11/30	45,000	ティッシュ5箱
			2018/11/30	405,000	ティッシュ45箱
			2018/11/30	90,000	ティッシュ10箱
			2018/11/30	135,000	ティッシュ15箱
			2018/11/30	180,000	ティッシュ20箱
			2018/11/30	9,000	ティッシュ1箱
			2018/11/30	9,000	ティッシュ1箱
			2018/11/30	9,000	ティッシュ1箱
			2018/11/30	54,000	ティッシュ6箱
			2018/11/30	18,000	ティッシュ2箱
			2018/11/30	90,000	ティッシュ10箱
			2018/11/30	180,000	ティッシュ20箱
			2018/11/30	90,000	ティッシュ10箱
			2018/11/30	18,000	ティッシュ2箱
			2018/11/30	54,000	ティッシュ6箱
			2018/11/30	18,000	ティッシュ2箱
			2018/11/30	90,000	ティッシュ10箱
			2018/11/30	72,000	ティッシュ8箱
			2018/11/30	45,000	ティッシュ5箱
			2018/11/30	27,000	ティッシュ3箱
			2018/12/10	540,000	ティッシュ60箱
			2019/2/13	29,700	ミニハンカチ200枚 クリアファイル50枚
			2019/3/11	27,000	ティッシュ3箱

(3)役員、従業員、社員もしくは寄付者またはこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む)

特定非営利活動法人 全国骨髓バンク推進連絡協議会

取引先の氏名等	法人との関係	住所	日付	譲渡価格(円)	譲渡資産の内容等
			2018/5/2	0	ハンドブック「白血病と・・・」 100セット 啓発用無償提供
			2018/7/17	0	ハンドブック「白血病と・・・」 50セット 啓発用無償提供
			2018/8/2	0	ハンドブック「白血病と・・・」 100セット 啓発用無償提供
			合計 47件	2,828,900円	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 全国骨髄バンク推進連絡協議会	チェック欄
-----	--------------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
④	2018年4月1日 ～2019年3月31日	13人	0人	0%	0人	0%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑦	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑧	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。
(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	全国骨髄バンク推進連絡協議会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		13人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					就任・退任年月日	
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕		申請時
村上 忠雄		理事		○						就任 H18.7.1
梅田 正造		理事		○						就任 H29.7.1
小野 喜代人		理事		○						就任 H29.7.1
山村 詔一郎		理事		○						就任 H23.7.1
田中 重勝		理事		○						就任 H25.7.1
北折 健次郎		理事		○						就任 H29.7.1
田中 雄一郎		理事		○						就任 H25.7.1
辻 枝雄		理事		○						就任 H25.7.1
内山 景一朗		理事		○						就任 H27.7.1
若木 換		理事		○						就任 H27.7.1
浅野 祐子		理事		○						就任 H29.7.1
陽田 秀夫		監事		○						就任 H25.7.1
一楽 邦彦		監事		○						就任 H25.7.1

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 全国骨髄バンク推進連絡協議会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計システムソフト (会計王) から出力し、ルーズリーフ形式で保管	月1回	7年
仕訳日記帳	会計システムソフト (会計王) から出力し、ルーズリーフ形式で保管	週1回	7年
現金出納帳	Excel データから出力し、ルーズリーフ形式で保管	毎日	7年
預金出納帳	会計システムソフト (会計王) から出力し、ルーズリーフ形式で保管	都度	7年
棚卸資産台帳	Excel データから出力し、ルーズリーフ形式で保管	月1回	7年
給与台帳	Excel データから出力し、ルーズリーフ形式で保管	月1回	7年

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 全国骨髄バンク推進連絡協議会	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 全国骨髄バンク推進連絡協議会	チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること	✓
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等	
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類	
ヘ	助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類	

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		(する)	しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 全国骨髄バンク推進連絡協議会
-----	--------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
	✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
④ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	毎年	設立年月日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 全国骨髄バンク推進連絡協議会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <small>(注2)</small> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <small>(注2)</small> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/>

2	認定又は仮認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/>
---	---------------------------------	------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/>
---	---------------------------	------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/>
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/>
---	---	------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/>